

F - 15 戦闘機の未明離陸に対する意見書

去る9月11日午前4時31分から32分にかけて、米国空軍州兵部隊所属の旧型F - 15戦闘機を製造年の新しい機種に入れ替える理由で、F - 15戦闘機4機が、相次いで嘉手納基地を離陸した。

本町議会では、9月3日にも嘉手納基地での未明離陸に対して深夜、未明の離陸を回避することは可能であると、中止要請や抗議を行ってきたにもかかわらず、またしても未明離陸を強行した。

同基地での未明離陸は、2005年度が4回に対し、日米が在日米軍再編に合意した2006年度は12回で前年度の3倍となっている。

今回の未明離陸でも北谷町砂辺地域では109デシベルの爆音が発生。地域住民の安眠を妨害し精神的苦痛を与えている。

米軍は「周辺住民への騒音の影響が及ぶことを認識しながらも、運用上の必要性を注意深く考察し、早朝離陸を行うこととなった。」と言及しているが、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 15戦闘機及び軍用機の深夜、未明の離陸を即時に中止すること。
- 2 老朽化、欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時に撤去すること。
- 3 騒音防止協定を遵守すること。
- 4 騒音被害の軽減を速やかに行うこと。
- 5 住宅居住地域での旋回、訓練、低空飛行を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年9月12日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長